

非営利法人(仮称)制度の創設に関する検討課題(財団関係その2)

基本財産、ガバナンス、寄附行為の変更等について

(注) 本資料は、「公益性を要件としない財団法人制度を創設するかどうか」(WG資料6の1)を検討するためには、「基本財産、ガバナンス、寄附行為の変更等」(WG資料6の2から5まで)に関する論点等を概観しておくことが有益ではないかという観点から作成したものである。

1 基本財産制度の要否

(1) 基本財産に関する規律の要否に関する論点

法人格付与の対象となる財産の集合体の存在が必須であること、また、少なくとも現行の公益財団法人に対する主務官庁の自由裁量(許可主義)に基づく指導監督体制が改められることを前提とすると、基本財産に関する規律を法定する必要性が生じるのではないか。

(2) 基本財産の規模に関する論点

1 基本財産の規模に関する規律を法定しないこととした場合、基本財産が1円でも財団法人の設立ができることとなる。

2 基本財産の規模に関する規律を法定することとした場合、まず、設立時に一定の規模以上の基本財産(以下、仮に「最低基本財産」という。)を保有することとすべきかどうかという点が問題となるのではないか。そのほか、次のような点が問題となるのではないか。

最低基本財産の額

設立後の最低基本財産維持義務の要否

設立後に基本財産の額が最低基本財産額を下回った場合の規律の要否

3 いわゆる基本財産取り崩し給付型の財団法人が認められなくなるおそれがないか。

(3) 基本財産となし得る財産の種類に関する論点

基本財産となし得る財産の種類を法定すべきか。法定する理由は何か。仮に、法定する場合には、どのような基準が考えられるか。

(4) 基本財産とするための手続に関する論点

1 現行の公益財団法人における一般的な寄附行為の記載例は次のとおりである(財団法

人公益法人協会「公益法人の設立・運営・監督の手引き」183頁)。

(財産の種別)

第6条 本協会の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産

(3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

2 基本財産とするための手続を法定することの要否

法定する場合、規律の内容が問題となる。また、手続を法定するのではなく、寄附行為の必要的記載事項とすることも考えられるのではないか。

(5) 基本財産の処分の制限に関する論点

1 現行の公益財団法人における一般的な寄附行為の記載例は次のとおりである(前掲「公益法人の設立・運営・監督の手引き」184頁)。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本協会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

2 基本財産の処分の制限を法定することの要否

法定する場合、制限を設ける理由、制限の方法、制限に違反した処分の効果等が問題となる。また、制限を法定するのではなく、寄附行為の必要的記載事項とすることも考えられるのではないか。

2 非営利財団法人(仮称)のガバナンス

(1) 評議員会制度に関する論点

1 非営利財団法人(仮称)のガバナンスを高めるためには、評議員会制度を法定することを積極的に検討するべきではないか。

2 評議員会の法定、必置の要否に関する考え方

必置機関として法定する。

任意機関とし、その規律は法定する。

評議員会については、法定しない。

3 評議員会の位置づけ及び権限に関する考え方

評議員会は、法律又は寄附行為で定める事項について決議を行う機関(議決機関)とする。

評議員会は、法律又は寄附行為で定める事項について理事から諮問を受け、答申を行う機関(諮問機関)とする。

なお、指導監督基準上の評議員会は、「理事及び監事の選任機関並びに当該法人の重要事項の諮問機関」と位置づけられている(指導監督基準4・(4))。

4 評議員の選任に関する規律の在り方

理事の過半数の合意による(指導監督基準4・(4) と同じ。)。

理事の過半数の合意に加え、評議員会の決議を要する。

評議員の選任のための手続を寄附行為の必要的記載事項とする。

(2) 理事及び監事制度の在り方に関する論点

1 理事の人数は3人以上とし、理事会を構成することを検討すべきではないか。

2 監事を法定の必置機関とすることを検討すべきではないか。

3 寄附行為の変更

(1) 寄附行為の変更の可否

1 民法上、寄附行為の変更に関する規律はなく、寄附行為に変更を可能とする規定があるときは、寄附行為の変更ができるという運用がされている。

2 変更を可能とする場合、その要件や限界についてどう考えるか。法人の目的など一定の事項の変更については、制限を設けるべきではないか。

(2) 寄附行為の変更の手続

寄附行為の変更の手続の在り方については、非営利財団法人(仮称)のガバナンスの在り方に応じて検討する必要があるのではないか。

4 計算等に関する論点

- (1) 会計帳簿並びに計算書類の作成及び承認の在り方について、どう考えるか。
- (2) 計算書類の開示の在り方について、どう考えるか。